

当グループ会社との非公開情報の共有について

当グループ会社との非公開情報の共有について

平成 21 年(2009 年)6 月 1 日より、いわゆるファイアーウォール規制が改正され、グループ内の会社間での情報の提供に関し、お客様に停止の機会を適切に提供している場合には、お客様に関する非公開情報をグループ内の会社間で授受し、共有することが可能となっております。そこで、BofA 証券(以下、「当社」といいます。)は、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「業府令」といいます。)第 153 条第 2 項に基づき、お客様に関する非公開情報を当社のグループ会社(当社を含み、以下、個別に又は併せて「当グループ」といいます。)間で授受し、共有させて頂きたく存じます。どうぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和 3 年(2021 年)6 月 30 日付で金融商品取引業等に関する内閣府令が改正され、ファイアーウォール規制が一部緩和されました。具体的には、外国法人顧客の非公開情報が、日本国内の証券会社と親子法人関係にある銀行間等における情報授受規制の対象から除外されました。これにより、外国法人のお客様の非公開情報については、お客様の同意の有無に関わらず当社と当グループの間で共有が可能となりました。

更に、令和 4 年(2022 年)6 月 22 日付で、金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針等の改正により、上場企業等(注 1)のお客様に係る非公開情報に関し、新たなオプトアウト制度(新オプトアウト制度)が創設されました。新オプトアウト制度では、お客様からの請求に応じて非公開情報の共有を停止すること(=オプトアウト)をあらかじめお客様が容易に知り得る状態にある場合には、事前にお客様から同意を頂くことなく、当グループで非公開情報の授受が認められることとなりました。また、上場企業等のお客様が、グループに属する企業全体を代表してオプトアウトすることをご希望の場合には一括してオプトアウトに係る手続きを行うなど、お客様のご意向に沿って対応いたします。

お客様におかれましては、当グループへの非公開情報の提供の停止をご希望される場合には、お手数ではございますが、各取扱部店の担当者までご連絡下さいますようお願いいたします。

1. 当グループとの間で授受を行う非公開情報の範囲

当社が現在までに知り得たお客様に関する非公開情報(過去の取引の内容、取引の予定、取引時期等の情報(外国法人に係るものを除く)として業府令第 1 条第 4 項第 12 号に定める「非公開情報」を指します。以下「非公開情報」といいます。)及び将来において知り得るお客様に関する非公開情報。

2. 非公開情報の授受を行う当グループの範囲

バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ東京支店を含む当社の親法人等(金融商品取引法施行令第 15 条の 16 第 1 項に定めるものをいいます。)及び子法人等(同条第 2 項に定めるものをいいます。)

3. 非公開情報の授受の方法

当グループに対する非公開情報の授受は、口頭、書面、Eメール、データベースへのアクセス付与又は共有その他の方法によります。

4. 提供先における非公開情報の管理の方法

お客様に関する非公開情報の提供先である当グループにおいては、アクセス制限を設けることその他の方法により、非公開情報が不正にアクセスされたり、用いられたいしないよう非公開情報の管理に関して必要な措置を講じるものいたします。

5. 提供先における非公開情報の利用目的

お客様に関する非公開情報の提供先である当グループでは、当グループがお客様との間の取引関係を管理するため、及び、当グループ各社がお客様に対して商品または役務を提案または提供する目的でお客様に関する非公開情報を利用することがあります。

6. 当グループとの間での非公開情報の授受を停止した場合における当該非公開情報の管理方法

お客様が、当グループとの間でのお客様に関する非公開情報の授受の停止を求めた以降に当社が取得したお客様に関する非公開情報については、当社はかかる非公開情報を当グループの間で共有可能な非公開情報以外の非公開情報(以下「非共有情報」という。)として取り扱い、以後、当グループに対してかかる非共有情報を営業目的のために提供いたしません。また、当社と当グループの営業部門その他非公開情報を利用する部門の兼職者が、いずれの会社の非共有情報にアクセスできるかを事前に決定し、他の会社の非共有情報にアクセスできないよう必要な措置を講じることとします。ただし、当社から当グループが受領済みのお客様に関する非公開情報については、情報提供先である当グループは、引き続き適切な管理をした上で保有し、当該非公開情報を利用して今後も取引の勧誘等を行うことがあります。

(注1) 「上場企業等」とは、①金融商品取引法第163条第1項に規定する上場会社等、②IPO予定会社(上場準備に係るアドバイザー契約又は準金商法監査契約を締結している者に限る。)、③有価証券報告書提出会社、及び④適格機関投資家(ただし、事業法人及び個人に該当する可能性が高い類型として一定の者を除く。)並びにこれらの子会社等と定義されています(金融商品引業等に関する内閣府令第123条第1項第18号ト)。